

学校法人浦山学園 情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人浦山学園（以下「学園」といい、学園が設置する学校を含む。）が保有する情報の公開及び開示に関し、必要な事項を定めることにより、学園の運営及び教育研究等の諸事業に係る社会的説明責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「公開」とは、学園が有する情報を容易に閲覧できるような方法で公表することをいう。
- (2) 「開示」とは、この規程に定める開示請求手続きに基づき、開示を請求した者に対して情報を示すことをいう。

(社会一般への情報公開)

第3条 学園は、次の各号に掲げる情報（以下「公開情報」という。）を、刊行物への掲載又は、インターネットの利用その他広く社会に周知することができる方法によって行うものとする。

(1) 法人及び学校の基本的情報

ア 寄附行為

(2) 経営及び財務に関する情報（年度事業報告書）

ア 建学の精神・理念・指針・行動規範等

イ 法人の沿革

ウ 設置する学校・学部・学科等

エ 役員・教職員の人数

オ 理事名簿

カ 経営基本方針

キ 学園全体の事業概要

ク 各箇所の事業概要

ケ 理事会・評議員会開催状況

コ 財産目録

サ 資金収支計算書

シ 事業活動収支計算書

ス 貸借対照表

セ 私立学校法第37条第3項第3号に基づく監事の報告書

(3) 学校の教育研究活動に関する情報（教育活動に関する情報として、卒業の認定・教育課程の編成及び実施・入学者の受入れに関する三つの方針を含む）

ア 教育研究上の基礎的な情報

1 学則

2. 教育理念、学科・専攻等の名称及び教育研究上の目的

3. 専任教員数

4. 校地・校舎等の施設その他学生の教育研究環境

5. 授業料、入学料その他大学が徴収する費用

6. 授業料、入学料その他大学が徴収する以外の費用

イ 修学上の情報等

1. 教員組織、各教員が有する学位及び業績
 2. アドミッションポリシー（入学者に関する受入方針）
 3. 学生に関する情報
 4. カリキュラムポリシー（教育課程の編成方針）
 5. 授業科目、授業の方法及び内容
 6. ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）
 7. 教育課程に関する情報（必修・選択・自由科目別の必要単位修得数及び取得可能学位）
 8. 学習成果に係る評価
 9. 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
 - 10 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
- (4) 評価に関する情報（短期大学、専門学校の自己点検・評価報告書ほか）
 - (5) コンプライアンス等に関する情報
 - (6) 学生・生徒の活動に関する情報
 - (7) 公費の助成に関する情報
 - (8) 情報公開に関する情報
 - (9) その他社会一般に公開することを理事会が承認した情報

（閲覧）

第4条 学園の利害関係人は、私立学校法第47条第2項の規定及び学校法人浦山学園寄附行為第三十二条第2項に定めに基づき、学園の事務所に備えた書類を閲覧することができる。

2 前項の書類の閲覧について必要な事項は、学校法人浦山学園書類閲覧規則に定めるところによる。

（非公開情報）

第5条 学園は、次の各号に掲げる情報については公開しない。

- (1) 法令等の規定により公にすることができない情報
- (2) 個人に関する情報であって特定個人を識別できるもの又は特定個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることによって個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
- (3) 学園以外の法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報
- (4) 学園の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、学園以外の法人その他の団体との信頼関係が損なわれるおそれ及び当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

（実施細則）

第6条 この規程に定めるほか、この規程を実施するために必要な事項は、理事長が別に定める。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事会へ報告を行う。

附則

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。